

改正後	現行規則
<p>第1章 第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 カートライセンス所持の義務</p> <p>1. JAFの組織許可のもとに行われるカート競技会に、ドライバーとして出場し、またはエントラントとして参加し、もしくはオフィシャルとなる者は、JAF発給のカート競技ライセンスまたはカートオフィシャルライセンスを所持していなければならない。</p> <p>2. ドライバーが同時にエントラントとなる場合は、カートドライバーライセンスとカートエントラントライセンスを併有していなければならない。 ただし、格式クローズド競技会を除く。</p> <p>3. <u>競技運転者許可証の発給を受けた者は、同時交付される健康自認書に記載されている【健康管理事項】を遵守し、必要事項を記入、署名して許可証と共に携行すること。</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>第2章～第4章、細則 (略)</p> <p>※2022年11月1日 施行</p>	<p>第1章 第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 カートライセンス所持の義務</p> <p>1. JAFの組織許可のもとに行われるカート競技会に、ドライバーとして出場し、またはエントラントとして参加し、もしくはオフィシャルとなる者は、JAF発給のカート競技ライセンスまたはカートオフィシャルライセンスを所持していなければならない。</p> <p>2. ドライバーが同時にエントラントとなる場合は、カートドライバーライセンスとカートエントラントライセンスを併有していなければならない。 ただし、格式クローズド競技会を除く。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第2章～第4章、細則 (略)</p> <p>※2022年1月1日 施行</p>